

発行所

日本赤十字新労働組合連合会 (日赤新労) 東京都港区浜松町2-6-8伸和ビル1F TEL (03)3433-3028 FAX (03)3432-4560 Eメール sinrou@nyc.odn.ne.jp 発行責任者 坂本 樹 由

平成14年 1月1日 発行 第175号

# 日赤新労

## 綱 領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。



日赤新労第3回中央委員会

## 平成13年度 第3回中央委員会開催

### —来年度運動方針案など審議—

十二月九日、十日の両日、国家公務員共済組合連合会の運営する施設である「KKR・ホテル博多」(福岡市)において、平成十三年度第3回中央委員会が開催された。

会議には全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等百名を超える多くの参加者を得て、議題である平成十四年度運動方針案や要求書案について審議が行われ、盛会のうちに二日間の会議を終了した。

まず開会のことばの後、資格審査・成立確認(出席中央委員一九名、委任状一名)が行われ、議長に上村浩三氏(三原日赤)、副議長に山崎利幸氏(唐津日赤)、書記に鎌谷和男氏(足利日赤)が選出された。

審議に先立ち、浜崎中央執行委員長が挨拶に立ち、平成十三年度ベア交渉の総括を次のように述べた。

「世界的なIT産業の不振や米国の同時多発テロ事件による国際金融の不安定化などによる同時不況の危機的状况の中、我が国では個人消費の長期低迷が続き、

輸出や民間設備投資はマイナスに転じ、経済全体が縮小過程にはいるデフレスパイラル状況となっている。総務省が発表した労働力調査によると、十月の完全失業率は過去最悪の五・四％となり、一九五三年以来最悪となった。また、国民生活に大きな影響を与える賃金動向も、昨年を下回る低水準で推移しており、労働者を取り巻く環境は好転する状況とは言えない。

このような中で、我々の本年度の基本賃金及び諸手当の引上げ交渉では、昨年に引き続き俸給表の改正は



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、新労結成四〇周年を記念して盛大な式典を開催することができましたが、本年は、「二世紀にはばく日赤新労」をモットーに、新たなステップに向けて実のある年となることを願って、念頭にあたり一書ご挨拶申し上げます。

ミレニアムには大きな変化(出来事)が起ると言われていますが、二〇〇一年はまさに予言どおり、世

また、期末手当交渉において、今な妥結に至っていない単組もあるが、最後まで交渉を継続し、次年度の基礎づくりを念頭に頑張っていた。また、中央委員各位の慎重なる審議とオブザーバーの方々の意見が反映された、充実した中央委員会となるようにお願いしたい。

その後報告事項に入り、本部より各部報告、一般経過報告が行われ、審議事項では平成十四年度運動方針案や要求書案等について討

### 来年度要求書案に 新たな項目が追加提案

【報告事項】

- 一、各部報告
- 【組織部】
- 単組の内部強化 (鳥取日赤、徳島日赤)
- 【調査部】
- 初心者研修会開催 (3B・5B・6B)
- 年末手当交渉のための宣傳ヒア等の作成。

## 年頭にあたって

中央執行委員長 浜崎 健 蔵

界中で大きな事件が勃発したと云う程、市民生活に大きな影響を与える出来事が多かった年でした。

一方、日本国内に目を向けると、六月に発足した小泉内閣は「聖域なき構造改革」を掲げ、日本経済の立

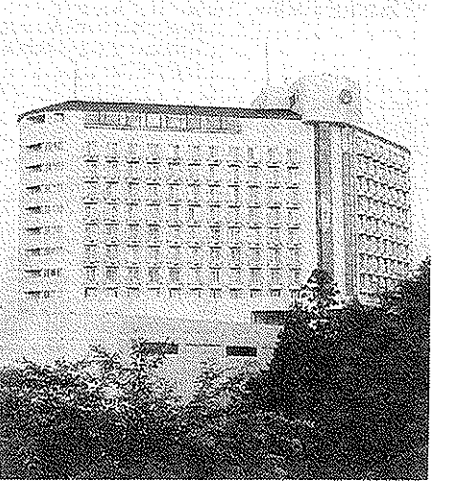
失業者は一・四％と七六年来最悪の水準となっており、失業構造が質的に変わっていることがうかがえます。従来型の企業経営では新たな時代には生き残れない状況となっており、労働者の就業形態もこれまで

の慣行から脱皮して、一人一人の能力により評価される時代へと大きく変わり始めています。

日本赤十字社においても例外ではなく、支部では社員の減少により財政収支の伸長率は半数以上がマイナス

## 第41回 定期全国大会案内

●平成14年2月24日(日)～26日(火)  
●埼玉県大里郡江南町小江川176  
●ホテル・ヘリテイジ



○平成十三年度調査結果を告が求められ、今後も引き続き対応していくことで承諾された。

○年末手当、年末年始特別出勤手当の調査を実施

○一般経過報告

ベア妥結に至る経過説明と、年末手当要求に対する本社回答を中心に報告が行われた。報告事項に関連して、千葉血液センターにおける施設内の不当労働行為について本部対応の経過報告もなされた。

【審議事項】

- 一、平成十四年度運動方針案について
- 各ブロック会議等で検討された修正点について審議され、一部修正の後、賛成多数で承認された。なお従来とおり、今後の国内外の動きや諸集計結果に対応して、一部大会までに修正することが了承された。スロガン、闘争方針案についても一部修正の後承認された。
- 二、平成十四年度予算案について
- 一月末の決算で確定する繰越金等により歳入額が決定するので、決算後に準備された。
- 三、平成十四年度要求書案について
- 基本賃金の引き上げについては、定昇込み三・〇％(一万八〇円)を要求することに決定した。また、新設について
- (1)一定年退職制度のあり方に関する検討委員会に
- (2)育児休業制度及び介護休業制度に関する協定書の改正について本部一任
- (3)「看護師」の字句の使用

寄与することを綱領とし、労使一体となって安定した事業運営に努力しているところですが、本年も社会構造変革の大きな荒波にのまれることなく、新たな展望に向けて突き進んでいかねばなりません。

組合員一人一人の生活の安定と働きやすい職場環境を目指して、本年も皆様とともに考え行動する一年にしたいと考えておりますので、組合員各位のご支援をよろしくお願い致します。

最後になりましたが、組合員の皆様並びにご家族の皆様にとり今年がご多幸と笑のある一年となりますよう祈念して、念頭のご挨拶と致します。

平成十四年元旦



当職員組合は昭和三十七年結成以来四〇年を迎え、

# 組合結成40周年 式典・祝賀会開催

—鳥取赤十字病院職員組合—

九月二十八日(金)、鳥取厚生年金会館において浜崎中央執行委員長をはじめ岡山山形組・三原組・鳥取組・鳥取組の委員長の方々をお招きし、四〇周年記念式典並びに祝賀会を盛大に開催しました。



記念式典では当単組の小寺執行委員長の挨拶の後、浜崎中央執行委員長をはじめ各ご祝辞を頂き、続いて功労者の表彰を行い、厳粛な中に式典を終了しました。引き続き、来賓の方々による饗宴と川島中央副歌



皆様お健やかに初春をお迎えのつと、存じます。本年もなにとぞよろしくお願い申し上げます。平成十四年 元旦

## 謹賀新年



執行部一同

私は、書記長一年目にして組合結成四〇周年という記念行事を経験し、諸先輩方々の熱意や苦勞が感じられ、とても貴重な体験となりました。式典での浜崎中央執行委員長の言葉にあった『労働組合活動の原点は奮闘の場ではなく、自ら築いて勝ち取っていくものであり、まさにこれから労使一体となって、今後の新たな課題に果敢に取り組んで行かなければならない』とした新労の基本理念を念頭に置き、さらなる組合活動に努力していきたいと思っております。

最後になりましたが、ご来賓の皆様には平日の式典にもかかわらずご出席いただき、また、新労加盟単組並びに本部役員の方々にのご祝電を頂き、ありがとうございます。紙面をお借りして、厚くお礼申し上げます。(書記長・山本俊一)

## 「勤労感謝の日」のボーリング大会

石巻赤十字病院新労働組合

当単組では十一月二十三日、毎年恒例行事として行をとっていました。中にはついでにレクリエーションと大人顔負けのストライクを連発する子供もいて、大喝采を浴びていました。ボーリング大会を開催しました。もちろん、組合員獲得の心もありませんが、始めに内海和彦執行委員長より、「今日はケガのなすが多く目立つようになり、ゲーム終了後、昼食(中華料理)をとりながら成績発表を行いました。賞品は何もなかったのですが、子供たちへのご褒美は帰宅後、各親の負担ということをお願いしました。最後にビンゴゲームを行って、和やかな雰囲気の中に閉会しました。そして子供たちも、元気に持ち越しとなった平成十三年度給与改定の本社回答に、臨時中央委員会が開催された。



## 臨時中央委員会開催



第二回中央委員会(九月九日・十日)において審議貿易センター」において代表中央委員の出席のもと、臨時中央委員会が開催された。

## 改正育児・介護休業法のあらまし

国家公務員の育児休業法及び勤務時間法と民間労働者の育児・介護休業法が改正され、4月から施行されることになりました。今回の改正には、時代の状況や現実により即したものとするため、育児・介護に関する措置の拡充等(下表のとおり)が盛り込まれております。特に、努力義務とはいえ、子供が病気の時にとる看護休暇の導入が注目されています。日赤新労は、日赤における本制度の改正について、現在本社と交渉中です。

### 育児休業制度及び介護休暇制度に関する法律改正のポイント

◆国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(2001/11/30可決成立、2002/4/1施行)

内 容	国家公務員 育児休業法(略)		日本赤十字社 育児休業・介護休暇規程
	改 正	現 行	現 行
育児休業の対象となる子の年齢引き上げ	3歳未満(経過措置あり)	1歳未満	1歳未満
代務要員の確保措置	臨時的任用 任期付採用	臨時的任用	-
部分休業の対象となる子の年齢引き上げ	3歳未満	1歳未満	1歳未満
介護休暇の期間の延長	連続する6月(経過措置あり)	連続する3月	連続する3月

◆育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(2001/11/9可決成立、2001/11/16施行、一部2002/4/1施行)

内 容	育児・介護休業法(略)		日本赤十字社 育児休業・介護休暇規程
	改 正	現 行	現 行
不利益取扱の禁止	不当配転や昇格差別等の禁止	解雇の制限のみ	条文規定
子の看護休暇導入	努力義務規定	-	-
時間外労働の制限	就学前児童を養育する労働者に年間150時間(月間24時間)を超える時間外労働の免除	-	1歳未満の子を養育する労働者に所定時間外労働の免除
育児支援措置の対象となる子の年齢引き下げ	3歳未満	1歳未満	1歳未満
労働者の配置に関する配慮	子の養育又は家族の介護の状況に配慮	-	-

一、ヘアについて  
二、双子・三つ子の取扱いについて  
三、高齢職員の昇給停止制度について  
四、定年退職制度の導入について  
五、施設における参事・主査の導入について(審議結果は速報を参照)なお、この二回の中央委員会は、規約第27条2項により、臨時に開催されたものである。

### 審議事項

十月二十五日、本社が最終回答を示してきたため、これを受けて、再度十一月三日、東京都「島嶼会館」において臨時中央委員会が開催された。